
平成25年第4回大和町議会臨時会会議録

平成25年8月6日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（16名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
2番	浅野俊彦君	12番	堀籠英雄君
3番	千坂裕春君	13番	高平聡雄君
4番	渡辺良雄君	14番	馬場久雄君
5番	松浦隆夫君	15番	中川久男君
6番	門間浩宇君	16番	大崎勝治君
7番	槻田雅之君	17番	堀籠日出子君
10番	伊藤勝君	18番	大須賀啓君

欠席議員（2名）

8番	藤巻博史君	9番	松川利充君
----	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
町 民 生 活 課 参 事	堀 籠 孝 男 君	総 務 課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



午前10時01分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成25年第4回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番中川久男君、16番大崎勝治君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。第4回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成25年第4回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、先日の7月31日、一般県道大衡仙台線の大和町小野から宮床間の1.3キロメ

一トル区間が開通いたしました。この区間につきましては、小野工区といたしまして平成7年に着工し、総工費約39億円、幅員11メートルの2車線で供用が開始されたところでありまして、路線全体では15.7キロメートルの利用が可能となりました。国道4号線のバイパス的役割や仙台への交通の主要路線として一層の利便性が図られたところであり、今後におきます宮床工区等の事業促進を期待するところでございます。

次に、一昨日開催いたしました第19回まほろば夏まつりにつきましては、議員の皆様方を初め、多くの町民各位のご協力を賜りまして盛会裏に開催できましたことに対し、改めまして御礼と感謝を申し上げます。今後の町の各分野におけます活動の大きな活力になったものと確信するところでございます。

それでは、提出しております議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

議案第68号は、杜の丘3丁目地内のクリーンステーションで発生した負傷事故に関しまして示談が成立しましたので、損害賠償の額を定め、和解をすることにつきまして議決をお願いするものでございます。

議案第69号は、宮床小学校西側駐車場で発生したヒマラヤスギの強風による大枝落下事故で破損した車両の損害賠償につきまして示談が成立しましたので、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして議決をお願いするものでございます。

議案第70号は、一般会計補正予算でございまして、補正予算額221万1,000円を追加しまして、一般会計の総額を87億2,302万7,000円とするものでございます。歳出の内容につきましては、農林水産業費は東日本大震災による原子力発電所事故の基準値超えの放射線汚染牧草の適正保管に関する助成経費、教育費は前段ご説明申し上げました損害賠償及び和解に関するもの。

以上が、本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会議終了後に全員協議会をお願いしておりますので、そちらのほうもよろしくようお願い申し上げまして開会の挨拶にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3「議案第68号 損害賠償の額を定め和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第68号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。
朗読を省略して提出者の説明を求めます。

町民生活課参事堀籠孝男君。

町民生活課参事（堀籠孝男君）

それでは、議案第68号 損害賠償の額を定め和解することについてご説明を申し上げます。

平成25年4月4日黒川郡大和町杜の丘3丁目地内で発生した負傷事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1番目としまして、相手方でございますが、ここに記載のとおりとなっております。

2番目としまして、事故の概要であります。平成25年4月4日午後4時40分ごろ、黒川郡大和町杜の丘3丁目11番地の20地内のクリーンステーションで負傷事故が発生しました。具体的な場所は、杜の丘3丁目のナンバー25番で、相手方の自宅に近い場所に設置されているクリーンステーションになります。相手方の子と近所の友達と3人でクリーンステーションに設置されている扉をあけ閉めして遊んでいると、突然扉が外れ、子の左足に扉が落ちて負傷したものであります。この事故で医療機関に緊急搬送され、9日間入院したものであります。完治するまで約2カ月弱を要し、5月29日に完治したものであります。なお、クリーンステーションの扉対策であります。緊急的に外れ防止対策を全ての箇所を実施しております。

3番目としまして、損害賠償額であります。相手方とは負傷事故発生後から損害賠償に関する協議を重ねてきました。その結果、過失割合を大和町が50、相手方が50とし、大和町は相手方に対し12万5,640円を支払うことで示談の協議が調ったものであります。なお、この内容につきましては、町村会の共済の指定保険会社の方に相談して協議したものであり、相手方もこの内容に承諾をいただいたものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

何点かちょっと確認なんですけれども、この事故の概要を見ている限り、例えばこのクリーンステーションというのはごみを捨てるときにあけ閉めしたということなら

ば納得いくんですけれども、目的外なんですけれども、その辺のところと、あとクリーンステーションというのは各地区の管理に任せているという認識でおったんですけれども、その2点お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

1点目ですけれども、今回の場合は、先ほどご説明しましたとおり相手のお子さんが近所の友達と遊んでいて、その際扉を横に、ふだんですと外れないんですけれども、あけ閉めしていたときに何かのはずみで開いてしまったというか落ちてしまったということでございます。

それから、こちらの2番目のご質問ですけれども、クリーンステーションの管理ですけれども、町の財産と言われているステーションとあと区のほうで管理しているものがあります。今回の対象の物件は町で管理しているものでありますので、町のほうで損害賠償の対象となったということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

1件目の質問の件なんですけれども、ということは本来ドアというのは外れるものじゃないのに、遊んでいてもそういうもの、いたずらとかしていても、外れたものに対しては町に責任があるという理解でいいんですか。ごみを捨てるためじゃなくて。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

用途は別にしまして、町で設置管理している物件ですので、今回の損害賠償の対象

になったということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
そうしますと、この50対50というのがそのごみを捨てるものじゃない目的のことで
免責50ということの理解でいいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

今回の場合、町のほうにも50ということになりますけれども、相手方のほうにもそ
ういった形で目的外で使用していたという、遊んでいたということがありまして、相
手方のほうでも50の割合というような形になります。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）
担当の説明のとおりだとは思いますが、結局そういうステーション関係の事故、扉
の事故、やっぱりこれまでも考えたことはなかったんでないのかなというものは、
我々も町内走っていても地域で管理する分、町で管理する分、非常に明確でないん
ですよね。やっぱりその辺の、我々も勉強しなくちゃいけないんですけれども、やっぱりそ
の後の対策、結局ステーションのところには子供は寄るなとか、日がわりで危ないか
ら寄らないでくださいとか、やっぱりそういう細かい神経を使っていかないと一層こ
のような訴訟ばかり起きて、訴えた訴えられたと、誰が管理しているんだと。これ
が町だからよかったけれども、これが地区で管理のやつだったらどのような対応にな
ったのかなと。

あと、逆にその処置後、事故後ですね。扉の補修なり外れないような方策をとった
と思うんですけれども、それは町で管理しているステーションそのもの全体を見直し

てそのような修繕方法がなされたのか、これからやろうとしているのかをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

まず、1点目なんですけれども、そちらのほうの管理につきましてはこれからちょっと検討していきたいと思っております。

それから、2点目の件ですけれども、今回の補修の件ですけれども、今回杜の丘地区、全部で34カ所ほどあるんですけれども、こちらにつきましては先ほどご説明のとおりもう修繕のほうは済んでおります。こちらの修繕のあり方ですけれども、こちらにつきましては地区の行政区長さん、それからあと今回賠償対象になった相手方もご理解いただけて修繕のほうは終わっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

町の管理下のステーションだったからよいということでないんですけれども、地区ではそのような保険は、管理されている分としてはそういう保険も加入しているんですか。地区で管理しているステーション。それだけお聞きしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

今のご質問なんですけれども、地区で設置しておりますクリーンステーションにつきまして保険を掛けているかというのは、地区で対応されていると思うので、今のところ把握はしてはおりません。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

おはようございます。

今、1点確認をしたかったですけれども、クリーンステーションの扉というお話でありましたけれども、この扉なんですけれども、ある意味その管理のところは町管理か否かというところは理解をしましたけれども、その扉自体の構造なりという面でもともとそのクリーンステーションの設備そのものが、いわゆるPL法ですね。製造物責任法を問えるような構造物であったのか。今回、35カ所も交換したというお話でありましたけれども、それを生産者に問える部分がなかったのかどうかという点でお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠孝男君。

町民生活課参事 (堀籠孝男君)

ただいまのご質問なんですけれども、メーカーというか取りつけしたほうのメーカーのほうの問い合わせがあったのかというようなご質問だと思うんですけれども……。
(「つくったメーカーに責任はないのかということだ」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

質問、単刀直入に申し上げます。

まず、クリーンステーションの今回の設備は、どちらさんかの業者さんから丸買いしたものなのかどうかまずお答えいただきたいのと、丸買いしたものだとなれば、購入後何年ほど経過したものなのかという点、まずお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私のほうからお答えさせていただきますが、この地区は杜の丘地区でございます、このごみステーションにつきましては区画整理組合、当時の事業者のほうで設置をしたものでございます。それで、既に設置になっていたものを町が譲り受けたという形になっています。今お話し of いろいろな法的なものについてはちょっと確認はしておりませんが、そういう形でやっておりますので、当然区画整理の中の事業で取り組んでいるものですので、その辺はクリアしているのではないかとこれは推測でございます。

それで、このかまぼこ型のクリーンステーションでして、戸がこう横にスライドしてあくようになっていきますね。それで、その下のレールの部分が少し薄かったといいますが、レールのカバーの部分ですね。それで外れたんではないかということで、今回全てこのタイプのものにつきましては早速そのレールに幅木といいますが、鉄板で溶接をしまして、それで外れないようにというような改修といいますが、改善をしたということでございます。

その法的にクリアしたのかというのは、ちょっとそこは、多分クリアしているとは思いますが、確認をしなくちゃいけないと思っています。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

今の町長からのご答弁をお伺いしますと、ある意味設計ミスというふうなところもちょっと感じる部分があつて、PL法に絡んで製造責任または設計責任という意味で、もともと買ったのが誰かという問題はあるかも知れませんが、それとは別に中古品を買った場合でも電化製品であり工業製品であれば、物によって多少の差はありますけれども、10年なら10年間の生産者の責任という部分があつて、全額をある意味行政で持つのかといえそうじゃない事象もあるのではないかとこのところで、メーカー側の責を問う必要がひとつはあつたのではないかなというふうに思いますけれども、今後のその35カ所の全ての交換工事という部分を含めて、これから何らかの形で予算化されるのではないかと私は思いますけれども、生産者またはその設計者との協議というのも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ひとつ、その改修工事のほうは、このタイプにつきましてはもう終わっております。終わっておりますというか、改修をしました。

それと、メーカーとの交渉ということでございますけれども、この交渉に当たりましては、交渉といいますか示談をするに当たりましては、損保ジャパンのほうといろいろ町のほうも打ち合わせといいますか、いろいろご相談をさせていただいて、こういった内容に結果的になったわけでございますが、そういった必要性があった場合には損保ジャパンのほうも多分そういったメーカーのほうとか、そういった確認を必要があればそういう形をとるんだと思っています。なお、損保ジャパンとかそういった部分も確認はしてみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

じゃあ、私からも同じような質問になるんですけれども、外れないような防止対策をしたと、区長さんも修繕の内容に関しましては承諾をしたと。これは、多分立ち会いで直して、多分その場において、あのとき区長さんですか、こういう形の修繕でいいねという話をされたかと思うんですけれども、このステーションなんですけれども、確かに結構分厚い鉄でこうスライド式なんですけれども、一部の人から言わせれば重くてあけ閉めが大変だ、周りに入り口に雪があると1回雪かきをしてから入れなきゃいけないとか。

多分、このような事故というのは、これから修繕しても多分5年から10年たてばまた発生するかと思うんですよね。それであれば、今後、早急ではないですけれども、5年後10年後を考えますとそこの扉自体を全部外しまして、もみじヶ丘とかほかの地区でもあるように、そうすればあそこ、ぱかっと空白になりますので、ネットをかぶせるとかそのようなやり方をしないと、あそこを見ているとあそこのごみステーションの上で雪の日とか子供たちが滑って遊んだりしていますから、実際問題。そういうような事故が今後発生する可能性もありますので、その辺やっぱり臨機応変、言い

方悪いですが、どうしても消耗品なのでさびたりしますし、じゃあ逆にこの扉が渋くなつた場合、町が今度オイルというかさびどめとかしなきやいけなとかいろいろあるかと思うので、その辺ちょっと今後ご検討をお願いしたいと思いますので、ちょっとお願いいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

今、議員さんお話しのようにネットというような形の案もありました。ネットの場合、カラスとか猫等の被害もあるということで、ちょっと問題があるということで、今回レールが外れないような修繕という形をとらせていただきました。

そのネットとかにつきましては、またこれからも住民とというか行政区長さんともご相談しまして検討していきたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

今、カラスと猫の問題と実際話されたんですけども、これ、もみじヶ丘も、例えばここに渡辺議員いるんですけども、全てもみじヶ丘に関しましてはネットで対策済みなので、その辺は逆に、近くという言い方は悪いんですけども、もみじヶ丘のごみステーションを見てもらって、実際猫とカラスの被害はないような設計していますので、それを参考にしてもらえればありがたいかと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

今のご質問につきましてですけども、今後また行政区長さんともご相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今、町方とあと地区で管理するというようなお話でしたが、これ一気に団地にある分は町で全部壊れた等々は町で管理することになるんですか。普通でしたら、ステーションはよこされた分、ほかの地区は自分らのほうの管理で、結局事故が起きてても自己責任というような今感じの状況なんですけれども、この地区だけ補償はしてもらって町で直してもらって。やはり大和町民一般にしてから不公平じゃないかなと感じるわけですが、設置して、あとその行政区にじゃあこれはあと自分らのほうでやってくださいねというような施策はないのか、それを伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠孝男君。

町民生活課参事 （堀籠孝男君）

今のご質問なんですけれども、今現在大和町のステーションのほうなんですけれども、今大和町の集積所のほうが455カ所あります。その中で、大和町の管理が124カ所、地区で管理していただいているのが331カ所あります。

今ご質問のように管理の一本化というか、町にするのか地区にするのかというようなご質問だと思うんですけれども、これにつきましてはここで即答はいたしかねますので、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、最初のその町で設置するのは団地等々では定められておりますけれども、やはり各行政区はその行政地区で今管理しているような、331カ所ですね、責任持ってやっているわけですよ。やはり、こういう問題いろいろ今から相当起きてくると思うんですよ。ですから、そのところはしっかりとした行政区でこういう使い方、そう

というのはその行政区に任せて、余り町がいろんなのにタッチしますとやはりそういう問題も全部町で今から対応しなきゃいけない状況になると思うんですよ。ですから、それも早急にやっぱり行政区長さん方、全地区おるわけですから、やはりそういうことをしないとやっぱり不公平なものも出てくるような状況になりますよね。ですから、責任を負わないようにというんじゃないですけども、行政区でできることは行政区に任せてしっかりとした管理をしていただくというようなことをしていかなければ、いろんな問題が起きてくると思うんですけども。町長、その点いかがでしょうか。課長、単独で答えられないでしょうけれども、将来の構想についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ただいま455カ所あるということで申し上げました。そういったクリーンステーションにつきましては、それぞれ形態が違うといいますか、その団地の場合は備え付けのものであったり、あと地区に行くとき民家をお借りして1カ所を借りたりという形になっていると思います。そういった基本的な管理というお願いをしているわけですから、最終的な管理は町にはあると思います。常日ごろの運営管理といいますか、そういったものは行政区の方々にお願いをして、そしてきれいな管理というか、そういったことは基本的にそうやっていただくのが基本だというふうに思います。

ただ、こういったけがとかそういった場合に、行政区に対して全てそういう形のものがあるのかということについては、いろいろやっぱり……。今回初めてこういう事例が出てきましたので、こういった課題として重く捉えていかなければならないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。1番今野善行君。

1 番 （今野善行君）
おはようございます。
今の前段で損保ジャパンに相談したというお話があって、損害保険会社に付保されているということなんですよ、この施設について。そういう事故があったという場合

にですね。そこら辺の確認をお願いしたいなと思ったのと、それから先ほど来ある地域にあるステーションですね。これがやっぱり、我々もちょっとこう近場のやつを見ているんですけども、古くなってさびて、私の近くのやつは針金でドアを直したりしているんですけども、やっぱりその辺のこの耐用年数とか壊れ状況ですか、その辺の町としての考え方というか対応の仕方はどのように考えられているのかなということをお伺いしたいと思います。（「保険について」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

ただいまのご質問の1点目ですね。保険の関係でございますが、保険につきましては全国町村会の総合賠償保険というものに入っております。これは、町民が何人に対してあと単価が幾らということで掛けているものでございまして、町が設置管理している施設等に関しまして事故等があった場合は、その保険で賠償されるというような形の保険でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

そうすると、地域で管理しているのは、さっきお話あったんですが、そういうものに付保されているかどうかちょっとわからないですね。そうすると、そこで事故があった場合は地域で何かそれを全部負担しなきゃない、損害賠償で対応しなきゃないというふうになってくるんでしょうね。そうすると、やっぱり住民からすると不公平感とかを持ってしまわないかなと思うんですが、もし直接町で管理しなくてもそういうことが想定されるとすれば、それらも含めて一括して付保するとか、そういうようなことも考えられるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

通常のそのクリーンステーションですね。ほかの地区で設置しているものは、大体こちらで補助金を出して設置しているのが多いかと思います。地区で設置して、その所有形態がどのような形になっているかちょっと私はっきり申し上げられませんが、それが地区で設置したやつを町に移管しているのか、その辺の問題もあるかと思いますが、この賠償保険につきましては、町が設置管理しているものについては賠償の対象となる。

今、地区で設置しているもの、それについてのどこが所管になるのか、それがちょっと、私今のところその辺はっきりしていませんので明言ちょっとできないところでございますが、あと通常は補助金でやっている場合、半額確か補助で地区でつくっていただいているというものでございますので、ほとんどネットでやっているかと思えます。ですので、断定はできませんが、そこで何らかの事故というのはちょっと想定はしていなかったというところかと思えます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

想定していなかったということですが、町民からすれば同じやっぱりクリーンステーションなんですよ、どこにあっても、多分。捉え方はね。自分たちが設置したものだけれども、ごみ置き場には間違いないんですよ、みんな。利用する観点からすればね。だとすれば、ちょっとその損害保険のほうの付保の条件というのはよくわかりませんが、445カ所もあるというのは認知しているわけでありますから、やっぱりその箇所数でそういうものを含めて先ほどのやつに掛けていただければ、地区で管理する人たちも幾らかは安心して管理できるんでないかなというふうに思うんですが、いずれ、例えば壊れれば町から半分助成もらったとしても、住民が負担して設置しているわけですから、少なくともですよ。だから、そういう意味では公平性といえますか、そういう観点からするとやっぱりそれぐらいの対応はしてもらえないかどうか、今後ご検討いただければなと思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤真也君）

それにつきましては、今後ちょっと担当課のほうとも確認しまして、その辺の所有といますかその辺の管理関係につきましては協議させていただき、あと保険会社のほうにつきましてもその辺はこちらであと調べさせていただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第4「議案第69号 損害賠償の額を定め和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第69号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、議案第69号でございます。

お手元のページ、2ページになります。

議案第69号 損害賠償の額を定め和解することについて

平成25年4月8日、大和町立宮床小学校校地内で樹木の大枝が強風により突然落下し駐車中の軽自動車3台に損害を与えた事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決をお願い

いするものでございます。

それでは、あわせて資料ございますので、別添議案第69号関係に係ります説明資料のほうをごらんになっていただきたいと思います。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

宮床小学校校地内の倒木事故につきまして、1 としまして事故発生日時でございますが、平成25年4月8日午後1時10分ころでございます。

2 としまして、事故発生場所でございます。宮床小学校西側駐車場でございます。

3 としまして、事故の状況でございます。宮床小学校の入学式に参列していただいた保護者等の軽自動車3台の上に、強風にあおられたヒマラヤスギの大枝が突然落下する事故が発生いたしました。なお、この倒木落下事故によります人的被害はございませんでしたが、車両3台のうち1台におきましては車体がへこむなどの損害を受け、ほかの2台におきましては車体が大破して廃車となる損害を受けたものでございます。

当日の強風につきましては、風速、西部で18メートルというふうな観測になってございます。

4 としまして、法律顧問への相談についてでございます。法律顧問に相談しましたところ、強風などの自然力による倒木落下事故であり、賠償保険が適用されるべき案件だと考えますが、保険内容により保険金が支払われない場合もあるとのことで、その場合、被害者は駐車中の事故であり全責任を求めるのは酷であること、また学校側は強風が予想されていたのだから木の近くに車をとめさせない配慮が必要だったことを勘案し、町が損害金の5割を支払うことで和解案を検討し提示してはどうかのご意見を賜りました。

また、被害に遭った車両のうち廃車の場合は車両の時価が損害額となるが、被害車両は購入から約10年が経過した軽自動車であり、価値は限りなくゼロに近く、この場合、判例では一般的に車両本体価格の1割で補償していることから、町が車両本体価格の1割を支払うことで和解案を提示してはどうかのご意見も賜ってございます。

5 としまして、被害者への説明と損害賠償の額についてでございます。修理車両の1台につきましては、修理費用15万885円に過失割合の50%を乗じて得た7万5,443円を支払うことをご承諾を賜りました。また、廃車となりました2台につきましても、それぞれの車両本体価格に10%を乗じて得た額の12万円と15万1,900円をそれぞれ支払うことをご承諾を賜ってございます。以上でございます。

なお、損害賠償保険につきましては、公共施設に適用になる部分でございますが、先ほども出ましたが、全国町村会賠償補償保険ということでございます。損保ジャバ

ンがその会社となっておりますが、損保ジャパンでは町に瑕疵がなかったというふうな判断でございました。

それでは、いま一度議案書のほうにお戻りいただきたいと思えます。

続きまして、記としまして、1相手方でございますが、今般被害に遭われました方々につきましては議案書記載のとおりでございます。

次に、2としまして事故の概要でございます。平成25年4月8日午後1時10分ころ、大和町立宮床小学校西側駐車場におきまして、駐車中の軽自動車3台の上に、大和町が管理する樹木の枝が強風により突然落下した。この事故で車両3台のうち1台は車体前方右側がへこむなどの損害を受け、ほかの2台は車体が大破して廃車となる損害を受けたものでございます。

次に、3としまして損害賠償額でございます。被害に遭われました方々は、議案書記載のとおりでございます。損害賠償額につきましては、お1人目が7万5,443円、2人目が15万1,900円、3人目が12万円となります。

最後になりますが、この場をおかりしまして改めて今般被害に遭われました方々にご心配、ご迷惑をおかけしたことに改めておわびを申し上げたいと存じます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第70号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第70号 平成25年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の3ページをお願いしたいと思います。

あわせて、補正予算事項別明細書第2号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてお願いを申し上げたいと思います。

議案書の3ページにつきましては、補正の議決をお願いするに当たりましての案文の記載でございます。

平成25年度大和町一般会計補正予算第2号でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ221万1,000円を追加いたしまして、予算額を87億2,302万7,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、次ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、20款第1項繰越金221万1,000円でございます。歳出見合いでの平成24年度からの繰越金を措置いたそうとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 (浅井 茂君)

それでは、補正予算事項別明細書の3ページでございます。

5款1項4目畜産業費の19節負担金補助の牧草適正管理推進費についてでございます。

別紙の説明資料を用意させていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により本件牧草地は放射性物質に汚染されるという大きな被害がもたらされ、平成24年3月以降ほぼ県下全域においての牧草の利用自粛の要請がされておりました。本町内の畜産農家

が収穫した牧草も国の示した放射線量暫定許容値を満たすものではなく、汚染がされていたところであり、利用を自粛し保管されておりました。これらの汚染牧草の適正管理のため、保管農家に対し助成するものであります。

皆様にお渡しの説明資料の1ページをお願いいたします。

1の平成23年、24年産牧草の町内各畜産農家での取り扱いでございますが、平成23年牧草については、平成23年4月に国から示された放射線量暫定許容値をもとに、各畜産農家にあつては収穫はしたものの牛への給与、飼料利用でございますが、控えられており、除染対策として収穫することなく圃場内へのすき込みの処理もされたところでございます。平成24年産牧草についても、1番草の刈り取りを前に各畜産農家が自主的に検査を行っており、暫定許容値を超えた牧草にあつては牛への給与が控えられました。最終的に、町内畜産農家32戸中、23年、24年産牧草を収穫し牛への給与を控え保管されていたのは、4戸の畜産農家でありました。

平成23年、24年産牧草を保管している4戸の畜産農家の管理状況の調査については、平成25年6月5日から10日の間に実施確認をさせていただきました。資料中の写真は、おのおのの圃場に置かれている現場の写真でございます。繁殖農家Aにありましては、24年産牧草の1番草を収穫した後、24年6月6日に測定。474ベクレルあったということから、給与を控えております。個数につきましては36ロール、総重量約9トンの刈り取り牧草でございます。酪農家Bにあつては、収穫の23年産牧草を測定したところ300ベクレルを超えていたということで、そのまま使用することなく保管。肥育農家CとDにあつては、同一場所の圃場からの収穫牧草であり、Dが乾燥牧草を検査してもらったところ2,517ベクレルあったということで、DもCも利用を自粛し保管しておったものであります。

4戸の保管全ロール数は128で、総重量は約90.5トンでございます。国での8,000ベクレルを超える汚染物の対応は検討されておりますが、それ以下は一般廃棄物として各自治体での焼却処分が可能との方針を出しております。しかしながら、ごみ焼却場、最終処分場とも放射性物質を処分する構造になっていないほか、放射線汚染物質を燃やすと燃やした後の大気への汚染問題、あるいは焼却で出る灰が高濃度化すると言われております。焼却後に発生する灰の処分方法についても、国からの適切が指示がなされていないところでございます。このことから、現状の劣化しかけているラッピングロールを破損防止のため再ラッピングし、おのおのの保有農家の圃場にパイプハウスを設置の上、保管置きをしていただくこうとするものでございます。

事項別明細書3ページにお戻りいただきます。

以上のことから、汚染牧草の適正管理を行うための保管場所とするパイプハウスの建設費及び再ラッピング費用として、補助金助成を行おうとするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

続きまして、9款教育費1項教育総務費2目事務局費22節補償補填及び及び賠償金につきましては、先ほど議案第69号でご可決賜りました本年4月8日発生の宮床小学校校地内でのヒマラヤスギの大枝倒木落下事故におきます車両3台への破損被害が発生したことに伴います損害賠償金につき、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時51分 閉 会